



都市計画に関する基本的な方針

みどり市都市計画マスタープラン

平成22年3月

みどり市

はじめに

みどり市は、平成18年3月27日に、新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併し、群馬県では48年ぶり、12番目の新市として誕生しました。

市北部には足尾山地が連なり、その山塊に源を持つ渡良瀬川が、市の北東から南東にかけて流れ、豊かな自然環境と風光明媚な景勝地をつくりだしています。

古くは、足尾銅山の銅を運ぶ銅山街道の宿場町として、また、生糸の集散地として栄え、現在も国道3路線、鉄道4路線が行き交う交通の要衝地であります。



現在、市の南側には北関東自動車道が整備され、平成23年度には茨城県ひたちなか市までの全線が開通予定です。また、長年切望されてきた国道50号のバイパス化についても、現在、事業進捗が図られ、当市を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えています。

都市力の重要な要素でもある交通環境の改善は、まちづくりの根幹を成すものであり、今後みどり市が大きく飛躍していくためにも、重要な取り組みとして位置づけております。さらに、それぞれで培われてきた伝統、文化はもとより、取り組まれてきたまちづくりを大切にしながら、誰もが暮らしやすく、また他都市との交流も活発に展開されるようなまちづくりを目指していきたいと思います。

このたび策定いたしました都市計画マスタープランは、こうしたまちづくりの方向性を指し示すものです。市民の皆さんが地域に愛着と誇りが持てるまちづくりを進めるため、市民の皆さんと連携しながら、本都市計画マスタープランに基づいて魅力的なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、なお、一層のご指導、ご協力をお願いいたします。

最後に、本マスタープランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました市民の皆様、また、熱心なご議論を賜りました都市計画審議会の皆様に心より感謝申し上げます。策定にあたってのごあいさつといたします。

平成22年3月

みどり市長

石原 秀

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要	
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置づけと役割.....	1
3. 計画の対象地域と目標年次.....	2
(1) 対象地域.....	2
(2) 計画の目標年次.....	2
4. 計画の構成.....	2
第2章 現況及び主要課題	
1. みどり市の現況.....	3
(1) 沿革.....	3
(2) 位置・地形.....	3
(3) 人口動態.....	3
(4) 土地利用.....	4
(5) 道路・交通網.....	5
(6) 主な都市計画.....	5
2. 都市計画を取り巻く動き.....	6
3. 市民意識調査.....	7
(1) 土地利用の方向性.....	7
(2) まちづくりのテーマ.....	8
(3) 地域別良いと感じる点・今後特に大切にしていけるべきこと.....	8
4. まちづくりの主要課題.....	9
(1) 総合計画の将来像実現に向けたまちづくりの課題.....	9
(2) 町村合併に伴うまちづくりの課題.....	10
(3) その他、地域の抱える主要課題.....	10
第3章 まちづくりの基本方針	
1. まちづくりの理念と目標.....	12
(1) 基本的な考え方.....	12
(2) まちづくりの理念と将来像.....	13
(3) まちづくりの基本目標.....	13
(4) まちづくりのイメージ.....	14
(5) 将来フレーム.....	15
2. 将来都市構造.....	16
(1) 本市の将来都市構造のあり方.....	16
(2) 将来都市構造.....	16
第4章 全体構想	
1. 政策テーマ別構想.....	19
(1) 新市の一体的都市構造の形成方針.....	20
(2) 貴重な自然環境の保全・活用方針.....	21
(3) 効率的な集約型土地利用の形成方針.....	22
(4) 安全・安心・快適なまちの整備方針.....	23
(4)－1 人にやさしいまちづくりの方針.....	23
(4)－2 安全なまちづくりの方針.....	23
(4)－3 快適な都市環境の形成方針.....	25
(5) 活力あられるまちの整備方針.....	26

2. 分野別構想	27
(1) 土地利用の方針	27
(2) 交通体系の整備方針	30
(3) 公園・緑地の整備方針	33
(4) 河川・下水道等の整備方針	36

第5章 地域別構想

1. 地域区分	38
2. 地域別構想	39
(1) 阿左美地域	39
(2) 久宮地域	44
(3) 鹿地域	48
(4) 西鹿田地域	52
(5) 赤城駅南部地域	56
(6) 大間々本町通り周辺地域	60
(7) 高津戸地域	64
(8) 桐原・瀬戸ヶ原地域	68
(9) 渡良瀬川北部地域	72
(10) 東地域	76

第6章 実現化方策

1. 基本的な考え方	80
2. 市民と行政の協働によるまちづくりの推進	80
(1) 情報の共有	80
(2) まちづくり推進体制の整備	80
3. 本マスタープランに基づく事業の推進等	82
(1) 土地利用に関する方策	82
(2) 道路整備に関する方策	82
(3) 公園整備に関する方策	82
(4) 下水道整備に関する方策	83
4. 本マスタープランの見直し	83

資料編

1. 策定経緯	84
(1) 策定の流れ	84
(2) 検討体制	85
(3) 策定経過	88
2. 用語解説	89

第1章 都市計画マスタープランの概要

1 計画策定の目的

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、土地利用や道路・公園・下水道等といった施設の整備、自然環境の保全や景観の形成など、望ましい将来都市像やまちづくりの方向性を総合的に示す計画で、今後のまちづくりを進める上で指針となるものです。

都市計画法第18条の2において、市町村は、この都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）を定めるものとされており、本市においても、都市計画区域内である旧笠懸町及び旧大間々町で都市計画マスタープランをそれぞれ策定していました。

本マスタープランは、平成18年3月のみどり市誕生を受けて、合併前の旧2町で定めていた都市計画マスタープラン等を継承しつつ、新市の新たなまちづくりの基本方針として定めるものです。これにより、これまで個別に展開されてきた都市計画（まちづくり）を総合的、戦略的に展開し、新市の一体感の醸成とともに、総合計画で位置づけられている将来像の実現を目指します。

2 計画の位置づけと役割

本マスタープランは、みどり市総合計画及び群馬県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即し、次の役割をもった計画として位置づけます。

●みどり市の将来像の明確化

市民と行政が共有でき、その実現を目指していく望ましい将来像を明確に示します。

●都市計画の総合性、一体性の確保

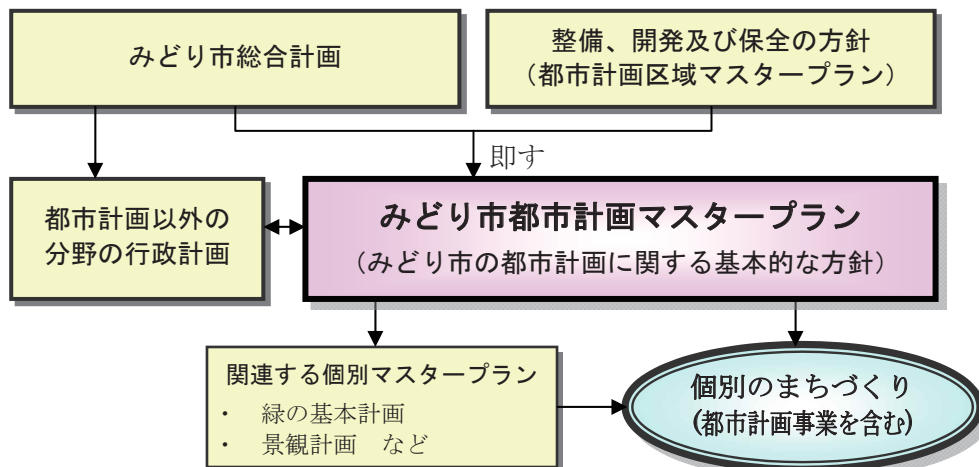
これまで個別に展開されてきた都市計画の総合性、一体性を確保するとともに、都市計画区域外で行われる関連事業との連携も図れるまちづくりの基本的な考え方とします。

●都市計画の決定やまちづくり事業の指針

用途地域をはじめとする地域地区や地区計画、4車線未満の道路や公園・緑地など、本市が定める都市計画やまちづくりに関連したさまざまな事業の指針とします。

●市民等のまちづくりへの参加促進

地域が目指すべき将来像を市民と行政が共有することにより、市民のみならずNPOや企業等、多様な主体がその実現に向けて積極的なまちづくりを進めるよう促します。





3 計画の対象地域と目標年次

(1) 対象地域

総合的、一体的な都市計画の展開を進め、均衡ある都市の構築を図るため、みどり市全域を本マスタープランの対象地域とします。

対象地域：みどり市全域

(2) 計画の目標年次

望ましい将来都市像の実現には多くの時間を必要とするため、計画期間は概ね 20 年間とし、目標年次を平成 42 年（2030 年）と設定します。

ただし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しや計画内容の充実を図るものとします。

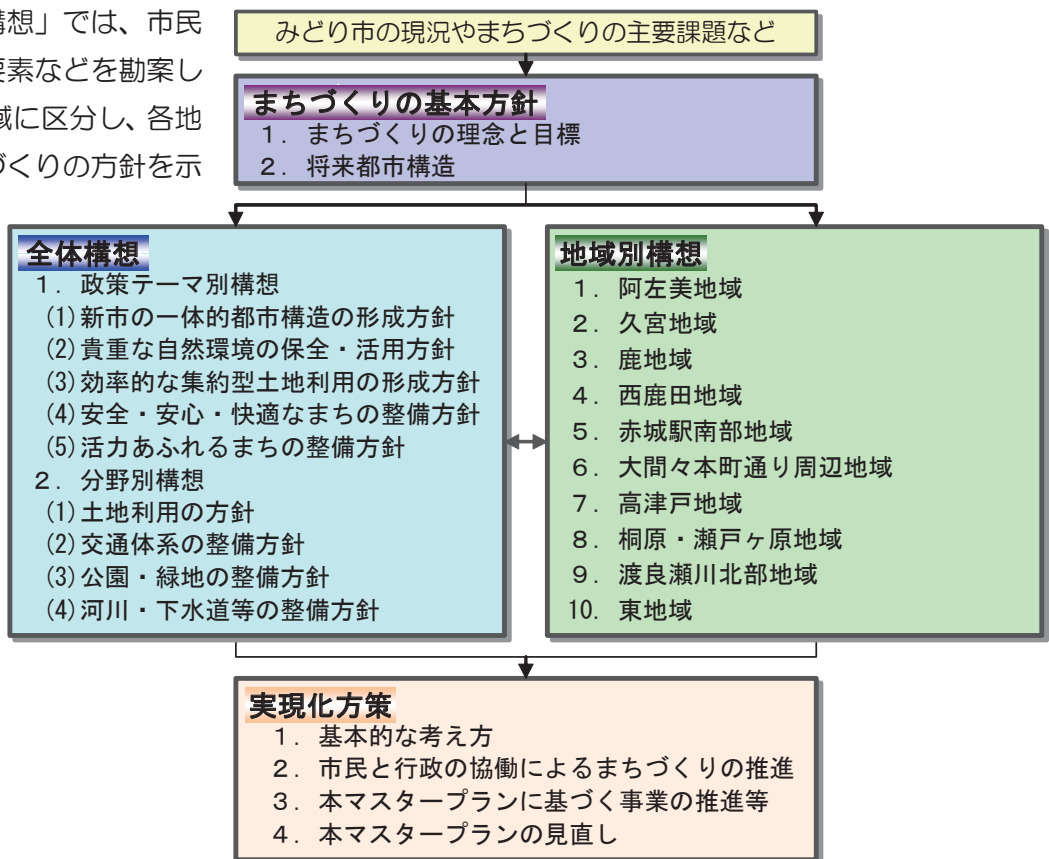
計画の目標年次：平成 42 年

4 計画の構成

本マスタープランは、現況などから設定した本市のまちづくりの基本的な考え方となる「まちづくりの基本方針」と、それに基づいた「全体構想」「地域別構想」及び「実現化方策」で構成されています。

このうち「全体構想」は、「まちづくりの基本方針」を実現するために、みどり市総合計画に基づいて戦略的に取り組む「政策テーマ別構想」と、土地利用や交通体系など都市計画の分野別の方針となる「分野別構想」の二つに分けて方針を示しています。

また、「地域別構想」では、市民の生活圏や地形的要素などを勘案して、市域を10の地域に区分し、各地域の将来像とまちづくりの方針を示しています。



第2章 現況及び主要課題

1 みどり市の現況

(1) 沿革

本市は、地方分権の推進と行財政力の強化、また、少子高齢社会や住民の生活圏拡大への対応などの理由から、平成18年3月27日に新田郡笠懸町・山田郡大間々町・勢多郡東村の2町1村が合併し、群馬県で12番目の市として誕生しました。

(2) 位置・地形

本市は、群馬県の東部に位置し、総面積は208.23k㎡の南北に細長い形状をしています。

市域は桐生市、栃木県日光市を始め、群馬、栃木両県の7市と接しており、首都東京からは100km圏内に位置しています。

市の北部には足尾山地が連なっており、その山塊に源をもつ渡良瀬川が市の北東から南東にかけて流れています。市の中央部から南部にかけては、その清流が作りだした大間々扇状地によって形成されています。

■みどり市の位置

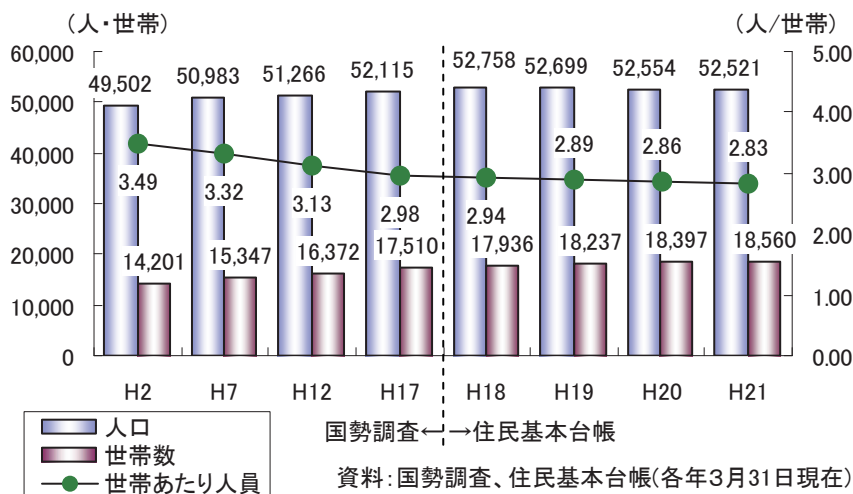


(3) 人口動態

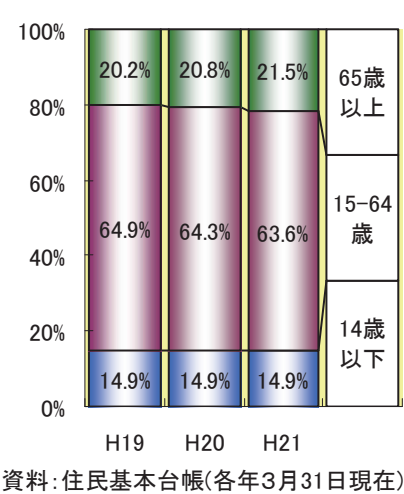
本市の人口は、長らく増加傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいとなっており、平成21年には約5万3千人となっています。一方、世帯数は引き続き増加しており、核家族化が進行しています。

また、本市でも少子高齢化が進んでおり、平成21年の65歳以上の人口割合は21.5%となっています。

■人口、世帯数、世帯あたり人員の推移



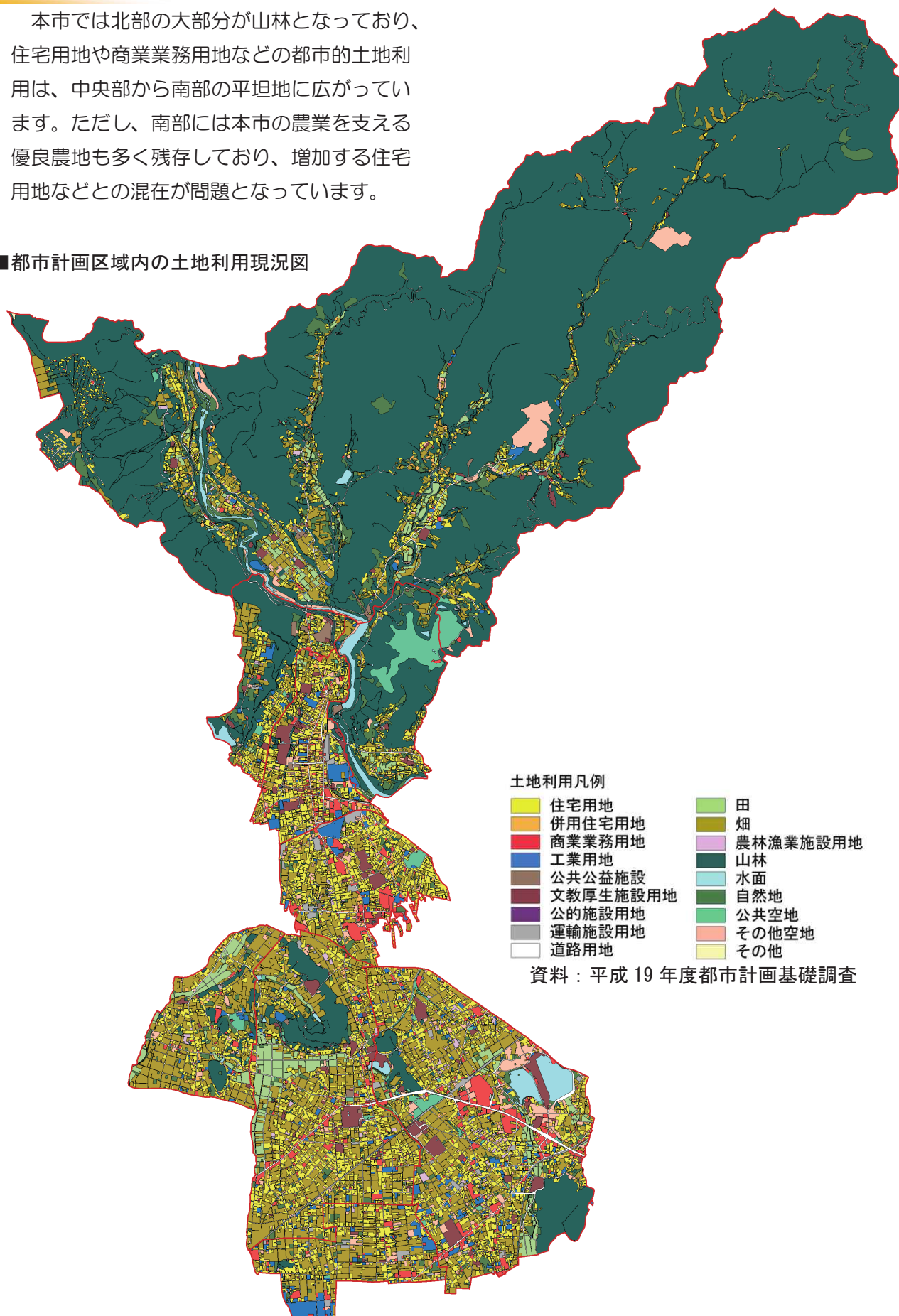
■年齢3区分別人口割合の推移



(4) 土地利用

本市では北部の大部分が山林となっており、住宅用地や商業業務用地などの都市的土地利用は、中央部から南部の平坦地に広がっています。ただし、南部には本市の農業を支える優良農地も多く残存しており、増加する住宅用地などとの混在が問題となっています。

■都市計画区域内の土地利用現況図



資料：平成 19 年度都市計画基礎調査

(5) 道路・交通網

市内を通る国道としては、東京と栃木県日光市を結ぶ国道 122 号と、国道 122 号から分岐して吾妻郡中之条町へと延びる国道 353 号、そして、市の南部を東西に走る国道 50 号が通っています。この国道 50 号については、主要地方道大間々世良田線との交差点から西に向かってバイパス道路（都市計画道路前橋笠懸道路）の整備が進められています。また、中央部から南部には、前橋大間々桐生線や桐生伊勢崎線などの主要地方道も通っています。

また、鉄道は、JR 両毛線、東武鉄道桐生線、上毛電気鉄道及びわたらせ渓谷鐵道の各線が乗り入れており、バスについても、東町では路線バスが、また、笠懸町と大間々町では、要望によって運行するデマンドバスが平成 21 年春から運行されています。

■ 主要な道路、鉄道



(6) 主な都市計画

本市では、笠懸町と大間々町がみどり都市計画区域に指定され、東町は都市計画区域外となっています。かつては、旧笠懸町と旧大間々町がそれぞれ異なる都市計画区域に指定されていましたが、合併に伴い、一つの都市として総合的な都市計画を展開していくため、平成 21 年 8 月 11 日にみどり都市計画区域に統合されました。

みどり都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分（線引き）が行われていない非線引き都市計画区域です。また、建物の種類を揃え、それぞれの地域にふさわしい環境を整える用途地域の指定も行っていない。

都市計画としては、風致地区が 3 箇所、都市計画道路が 13 路線、都市計画公園が 1 箇所決定されています。



2 都市計画を取り巻く動き

近年、モータリゼーションの進展を背景に、郊外部への都市機能の無秩序な拡散が進み、中心市街地の空洞化や環境負荷の増大等の問題が深刻化しています。さらに、今後は都市施設の維持管理に対応するための行政コストの増大が懸念されています。また、人口減少・高齢社会の到来により、拡大成長を前提としたまちづくりのあり方を転換し、既存社会資本ストックの有効活用、高齢者等にもやさしい都市機能を集約したコンパクトなまちづくり（集約型都市構造の実現）への社会的要求が高まっています。

こうした諸問題に対応するとともに、人口減少・高齢社会にふさわしいまちづくりを実現するため、平成18年には都市計画法が改正され、特定大規模建築物の立地規制等が導入され、都市計画に関する制度の整備が図られました。なお、主な改正内容は以下のとおりです。

①特定大規模建築物の立地に係る規制の見直し(平成19年11月30日施行)

特定大規模建築物（床面積1万㎡超の店舗等）は、第二種住居、準住居、工業地域及び非線引き都市計画区域内の用途地域の定めのない地域での立地が原則不可とされた。ただし、市町村が地区計画（開発整備促進区）を定めた場合は立地可能となる。

②準都市計画区域制度の拡充(平成18年11月30日施行)

農地を含む土地利用の整序が必要な区域等に広く指定できるよう、指定要件が緩和され、また、指定権者が市町村から都道府県に変更された。

③都市計画手続等の円滑化(平成18年8月31日施行)

これまでの土地所有者、借地権者、NPO法人、公益法人に加え、一定の開発事業者（デベロッパー）も都市計画提案権者になることができるようになった。

④広域調整手続の充実(平成18年11月30日施行)

都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村からの意見聴取が可能となった。

⑤開発許可制度の見直し(平成18年11月30日施行)

これまで不要であった公共公益施設（社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等）の開発許可が必要となり、市街化調整区域内における大規模開発行為が原則不可となった。

3 市民意識調査

平成19年度に実施した「都市計画マスタープラン策定に向けた市民意識調査」では、次のような市民意識が把握できました。

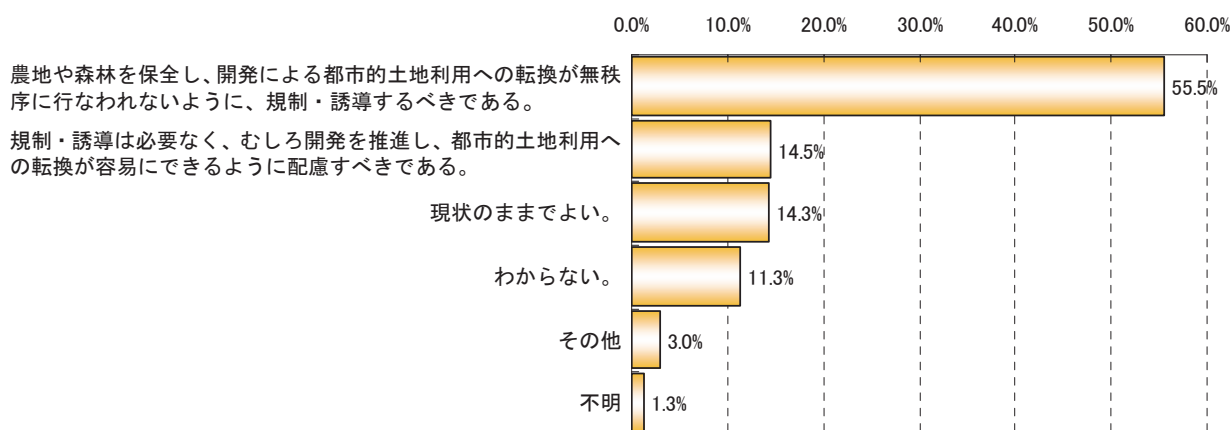
「都市計画マスタープラン策定に向けた市民意識調査」の概要
 調査期間：平成20年3月6日～19日（14日間）
 調査対象：みどり市在住の満18歳以上の男女、3,000人
 回収数/回収率：1,306票/43.5%

(1) 土地利用の方向性

- 豊かな自然環境を有する市北部については、「農地や森林を保全し、開発による都市的土地利用への転換が無秩序に行われないように、規制・誘導すべきである。」という意見が全体の約5割を占めて、最も多くなっています。

【設問】

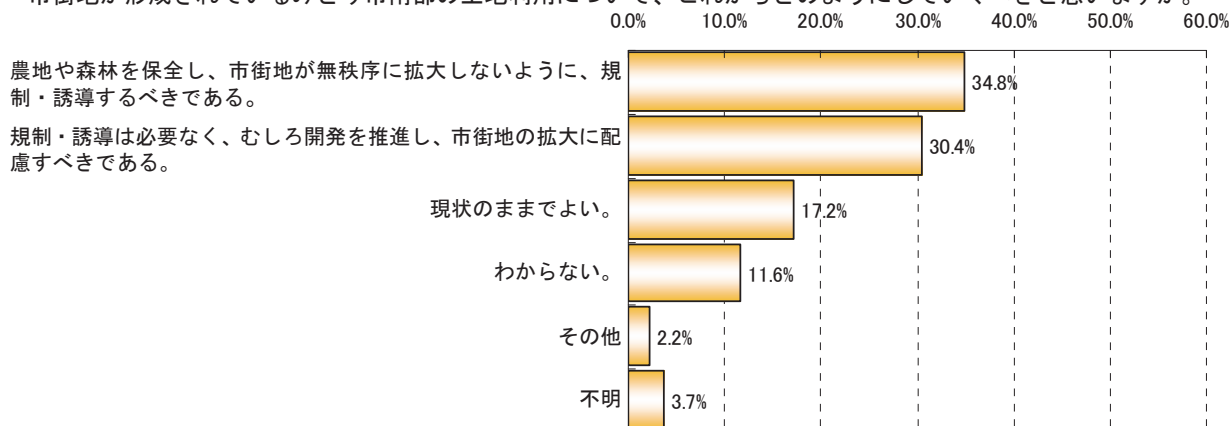
豊かな自然環境を有するみどり市北部の土地利用について、これからどのようにしていきべきと思いますか。



- 市街地が形成されている市南部については、「農地や森林を保全し、市街地が無秩序に拡大しないように、規制・誘導すべきである。」という意見と「規制・誘導は必要なく、むしろ開発を推進し、市街地の拡大に配慮すべきである。」という意見が、ともに全体の約3割を占めています。それぞれの最も多い理由は、前者は「農地や森林が失われ、美しい自然や田園環境が守れないから」、後者は「開発を促進すると市の活性化につながるから。」となっています。

【設問】

市街地が形成されているみどり市南部の土地利用について、これからどのようにしていきべきと思いますか。

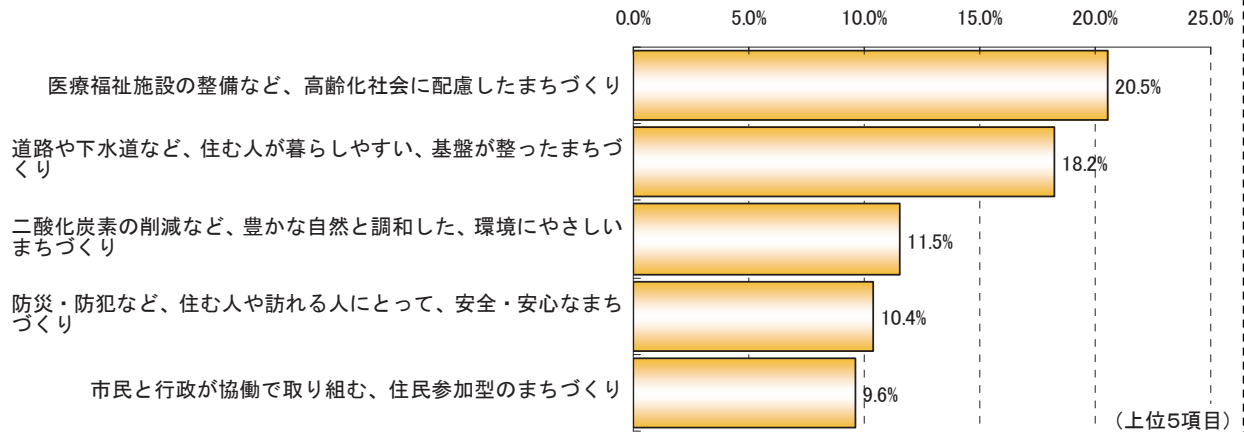


(2) まちづくりのテーマ

- ・本市にとって重要なまちづくりのテーマは、「医療福祉施設の整備など、高齢化社会に配慮したまちづくり」が最も多くなっています。
- ・次いで多いのは、「道路や下水道など、住む人が暮らしやすい、基盤が整ったまちづくり」となっています。

【設問】

あなたは、みどり市にとってどのようなテーマに沿ったまちづくりが重要と考えますか。



(3) 地域別良いと感じる点・今後特に大切にしていけるべきこと

- ・自然環境に恵まれた市北部の地域では、「豊かな緑と潤いをもたらす河川などの水辺」を良いと感じる点として上位に挙げており、また、市街化傾向にある南部の地域では、「商店等が充実していることによる利便性」を上位に挙げる地域が多くなっています。
- ・各地域で、今後特に大切にしていけるべきこととして多く挙げられたのは以下のとおりです。

地域	今後特に大切にしていけるべきこと(上位3項目)		
阿左美地域	子どもの育成環境への配慮	高齢者や障がい者への配慮	居住環境の向上
久宮地域	子どもの育成環境への配慮	高齢者や障がい者への配慮 居住環境の向上	
鹿地域	子どもの育成環境への配慮	高齢者や障がい者への配慮	自然環境の保全
西鹿田地域	高齢者や障がい者への配慮 子どもの育成環境への配慮		居住環境の向上
赤城駅南部地域	高齢者や障がい者への配慮	子どもの育成環境への配慮	自然環境の保全
大間々本町通り周辺地域	高齢者や障がい者への配慮	子どもの育成環境への配慮	商業の活性化
高津戸地域	高齢者や障がい者への配慮	子どもの育成環境への配慮	工業の振興 美しい景観への配慮
桐原瀬戸ヶ原地域	高齢者や障がい者への配慮	子どもの育成環境への配慮	居住環境の向上
渡良瀬川北部地域	高齢者や障がい者への配慮	子どもの育成環境への配慮	自然環境の保全
東地域	高齢者や障がい者への配慮	子どもの育成環境への配慮	自然環境の保全

4 まちづくりの主要課題

(1) 総合計画の将来像実現に向けたまちづくりの課題

①ひとつの都市としてのまちづくりの推進

3つの町村が合併して誕生した本市が、真にひとつの都市となっていくためには、みどり市全体が一体となって発展していくための将来像を市民と行政が共有し、その実現に向けて総合的に取り組んでいく必要があります。

②まちづくりに対する戦略的取り組み

地方分権の時代にあって、地方自治体には、自立した行政運営と特色のある地域づくりが求められています。本市でも、効率的な行財政運営が必要となっている中で、特色ある地域づくりを実現していくためには、まちづくりにおいても重点的に進めるものを選定し、戦略的に取り組んでいく必要があります。

③良好な自然環境の積極的な保全と活用

本市は赤城東麓の森と足尾に連なる山々の緑、渡良瀬川の清流、南部の丘陵とその裾野に広がる田園といった豊かな自然資源を有しています。これらの自然資源は、一部観光資源として活用されるなど、本市にとってはもちろんのこと、広域的に見ても貴重な財産であると同時に、地球規模で広がっている環境問題の点からも重要な役割を担っています。これらの豊かな自然資源を適正に保全・活用しながら、次世代に引き継いでいく必要があります。

④周辺の自然環境と共生できる都市的土地利用の実現

本市では、特に南部地域で宅地化が進み、人口増の主な受け皿となっています。しかし、無秩序な宅地化は、周辺の農地や森林等、貴重な財産でもある自然資源の損失につながる可能性があります。したがって、宅地化により拡大を続ける都市的土地利用が、良好な農地や森林などを破壊することなく、周辺の自然環境と共生していけるような規制・誘導を図っていく必要があります。

⑤すべての市民の生活を支える社会基盤整備

子どもから高齢者まですべての市民が本市に住み続けることができるように、防災・防犯にも配慮しながら、市民が安全かつ快適な環境のもとで、安心して生活を営める社会基盤の整備を進めていく必要があります。

⑥地域資源を生かした産業振興への配慮

人口減少傾向に伴う少子高齢化の中で、本市の活力を支える産業振興への配慮が必要です。また、市域を超えて多くの人々に利用されている商業機能や豊かな観光資源などを活用し、より多くの人々に来訪いただけるようなまちづくりに努める必要があります。





⑦市民のまちづくり参加に対する支援

ライフスタイルの変化などに合わせて、人々のまちづくりに対するニーズは高度化、多様化しています。今後は市民が自らまちづくりに参加し、主体的に取り組むことができるような仕組みや支援が重要となります。

(2) 町村合併に伴うまちづくりの課題

①市全体の発展を視野に入れた新たなまちづくり

3町村が合併し誕生した本市は、南北に長く、それぞれの地域が異なった特徴を有していることを踏まえて、地域的に偏ることなく発展していくことが重要です。そのため都市構造においても地域のバランスに配慮し、その実現に向けて都市計画をはじめとしたまちづくりを総合的に展開していくことが必要です。

②土地利用実現方策の検討

本市では、区域区分（線引き）は行われておらず、用途地域も指定されていません。今後の都市計画においては、市南部における土地利用の混在解消のほか、将来都市構造を実現するための土地利用規制や市街化誘導などに総合的に取り組んでいくことが重要であり、その実現方策として新たな土地利用の規制・誘導方策を検討していく必要があります。

③桐生市などの周辺都市との連携・調整

本市の南部は宅地化が進み土地利用の整序が必要な地域ですが、その規制・誘導方策などは、隣接する桐生市（市街化区域）との関係に配慮する必要があります。また、本市では、多くの観光客が訪れているとともに、市南部の幹線道路沿道の商業施設を多くの市外在住者が日常的に利用しています。このような状況も踏まえると、今後の本市の都市活力の維持・向上には、より多くの人々を市外から呼び込むことが重要なポイントとなっています。

したがって、土地利用、道路整備などにおいても、桐生市などの周辺都市との連携・調整に配慮する必要があります。

(3) その他、地域の抱える主要課題

①南部における市街地と農地等の共生

本市では、大間々町南部及び笠懸町といった市の南部に主な市街地が形成されています。この地域では、現在も宅地化が進み、人口増の主な受け皿となっています。しかし、このような地域には、農業生産の基盤としての役割を担っている農地も多く存在しており、無秩序な宅地化による農地の減少や土地利用の混在は防止していかなければなりません。したがって、土地利用の混在を防止しつつ、市民生活を支える市街地環境の整備を進めるためには、農地等自然環境を適正に保全し、市街地と農地等が共生できる土地利用を実現していく必要があります。

特に、大間々町と笠懸町の中間に位置し、東西が桐生市の市街地と隣接する赤城駅南部地域では、高い開発ポテンシャルを踏まえた土地利用を誘導していく必要があります。

②東町の既存集落等の利便性の向上

東町では、地形的条件から国道 122 号沿いに主な既存集落等の都市的土地利用が集積しています。また、草木湖周辺などの観光スポットでは、他都市からも多くの来訪があります。都市活力の維持・向上のために交流人口の増加を見込む中で、東町の観光資源は貴重であり、その利便性向上などはこれからも重要です。東町では、住民の生活環境の向上とともに、観光客などの訪問にも配慮して、国道 122 号やわたらせ渓谷鐵道などによる市南部との連携を強化し、利便性を向上させていく必要があります。

③新たな幹線道路の整備促進と周辺土地利用の検討

事業着手されている国道 50 号バイパス（都市計画道路前橋笠懸道路）の整備と、北関東自動車道太田藪塚インターチェンジへのアクセス道路の早期実現が重要です。これらの道路が完成すれば本市の重要な幹線道路のひとつとなり、その沿道において開発ポテンシャルが高まり、都市活力の向上に寄与することが期待されます。しかし一方で、現在でも周辺地域において市街化が著しいことや、土地利用の混在が見られること等も踏まえると、これらの新たな幹線道路の整備を促進すると同時に、沿道における適正な土地利用の誘導を図っていく必要があります。

④赤城駅のまちづくりへの積極的活用

東京の浅草駅から乗り換えなしで2時間弱という良好なアクセス条件にあり、かつ市南部のほぼ中心に位置する赤城駅を市の玄関口として位置づけ、まちづくりに積極的に活用していく必要があります。

⑤既存商店街等の活性化

新たなまちづくりをスタートさせた本市において、旧町村の中心市街地であった大間々駅周辺や花輪駅周辺、そして、重要な観光資源でもある草木湖や富弘美術館に近い神戸駅周辺については、今後もまちづくりにおける重要な役割が期待されることから、活性化に繋がる取り組みが必要です。



第3章 まちづくりの基本方針

1 まちづくりの理念と目標

(1) 基本的な考え方

平成 18 年 3 月に誕生した本市は、すべての分野においてひとつの目標を共有しその実現に向けて取り組んでいく必要があります。したがって、まちづくりにおいても、本市の最上位計画である「みどり市総合計画」で掲げられている「将来のまちの姿」を共有し、その実現を目指すものとします。まちづくりの理念については「みどり市総合計画のまちづくりの理念」を都市計画・都市政策の視点から設定し、「将来像」については「みどり市総合計画の将来像」を位置づけます。

参考：みどり市総合計画 基本構想における「将来のまちの姿」（抜粋）

1. まちづくりの理念

本市は、古くからの歴史・文化と自然環境に恵まれ、赤城山、足尾山地の山岳地と渡良瀬川に沿った中山間地域、そして渡良瀬川がつくり出した扇状地などの多様な特性をもった地域です。この豊かな自然と立地条件のなかで、人々が心豊かに生活できるまちづくりに取り組んでいきます。

新たなまちづくりの理念として、「人と自然の共生」「地域資源の活用」「助け合いと協働」の3つを掲げます。

- 人が生きることと豊かな自然が共生するみどり市をつくります
- 人の活動とまちの資源が織りなす豊かさづくりに取り組みます
- 人とひとが助け合い、協働してまちづくりに取り組みます

2. 将来像

これからのまちづくりの取り組みに向けた理念を踏まえ、本市の将来像を次のように定めます。

輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市

「輝くひと」は、老若男女すべての市民が、安全で安心して生き生きと暮らす姿、そして、訪れる人々と市民が交流し、余暇を楽しみ、笑顔輝く姿を表しています。

「輝くみどり」は、市の北部に広がる赤城東麓の森と足尾に連なる山々の緑が輝き、渡良瀬川の清流が輝く姿と、南部の丘陵、そのすそ野に広がる田園の緑が輝く様を表しています。

人とみどり輝くふるさとで、だれもが生活しやすい社会基盤の整備と地域資源を生かした産業経済の振興を図り、市民自ら学び・楽しみ、訪れる人々との交流が活発となる「豊かな生活創造都市」をつくっていきます。

(2) まちづくりの理念と将来像

本市の最上位計画である「みどり市総合計画」に掲げられている「将来のまちの姿」を実現するため、都市計画の視点に立ったまちづくりの理念及び将来像を以下のように設定します。

まちづくりの理念

『豊かな自然と多様な特性を生かし、
人々が心豊かに生活できるまちづくりの実現』

将来像

『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』

(3) まちづくりの基本目標

「みどり市総合計画」の「まちづくりの理念」を踏まえて、まちづくりの基本目標を以下のように設定します。

①みどり市としての一体のまちづくり

合併しひとつの都市としてスタートを切ったばかりの本市では、笠懸、大間々、東、3町それぞれの特徴を生かしながら、互いに連携し、みどり市としての一体のまちづくりを進めます。

②人々が輝きながら暮らせるまちづくり

子どもからお年寄りまですべての人々が、快適、そして安全・安心に暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

③輝くみどりと市街地が共生するまちづくり

本市の貴重な財産である豊かなみどりを保全する一方で、多くの人々が生活し活動する市街地を計画的に形成し、それらが共生するまちづくりを進めます。

④多くの人々が集まり活力のあるまちづくり

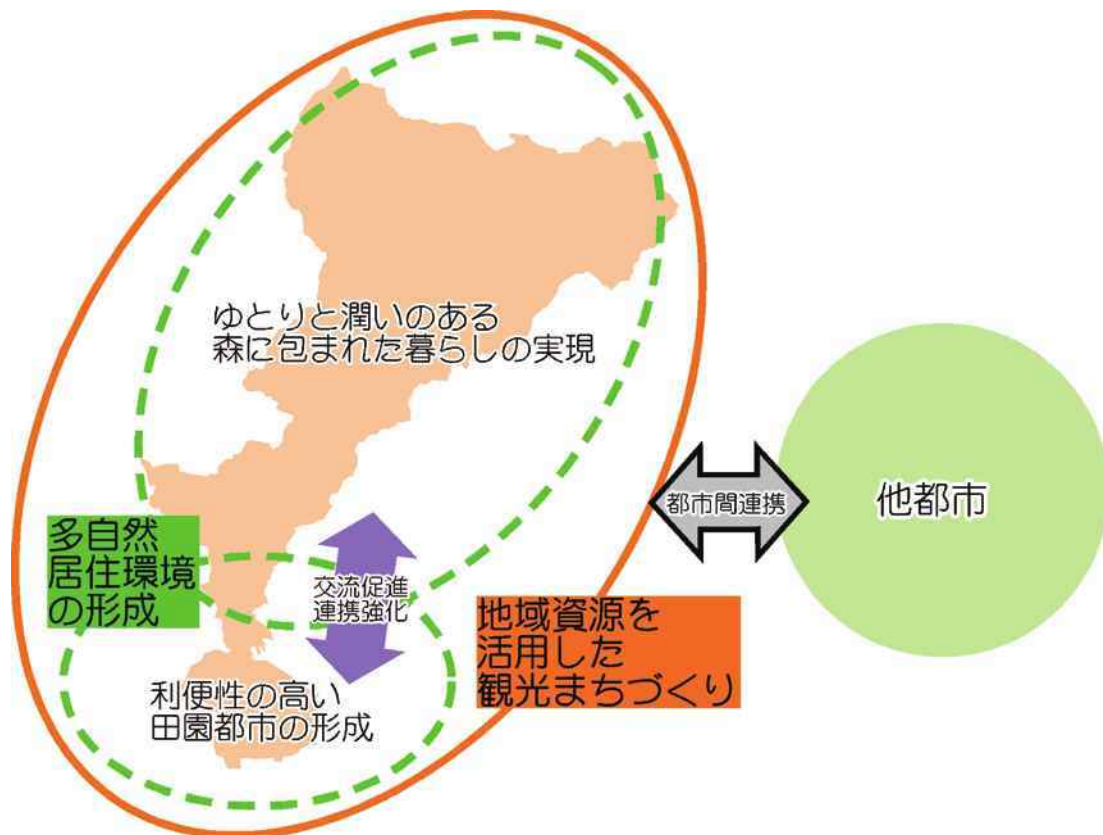
恵まれた自然資源や歴史資源などを活用しながら、人々が活動する場としての整備を進め、多くの人々が居住するだけでなく、訪れることで活力が生まれるまちづくりを進めます。



(4) まちづくりのイメージ

“多自然居住環境の形成” と “観光まちづくり”

- ・ 市南部の平野部においては、良好な田園環境と共生しながら、日常的な買い物や身近な行政サービスなどの日常生活支援機能にも恵まれた暮らしを実現し、利便性の高い田園都市としての形成を進めます。
- ・ 市北部の中山間部においては、清らかな河川も流れる豊かな森に包まれながら、ゆとりと潤いのある生活環境を実現します。
- ・ これら両地域の連携を強化し、交流を促進することによって、みどり市としての一体性を高め、地域の自然に包まれて暮らすことのできる多自然居住のまちを目指します。
- ・ また、それぞれの地域において、森などの自然環境のほか、豊かな歴史資源や農産物などの地域資源を活用した観光まちづくりを進めます。
- ・ 地域の特性を生かした“多自然居住環境の形成”と“観光まちづくり”を進め、その上で他都市との連携を強化することによって、日常の買い物、観光、居住などを目的とした他都市からの人の流れを誘引し、自立性を高めたみどり市としての発展を促進します。



(5) 将来フレーム

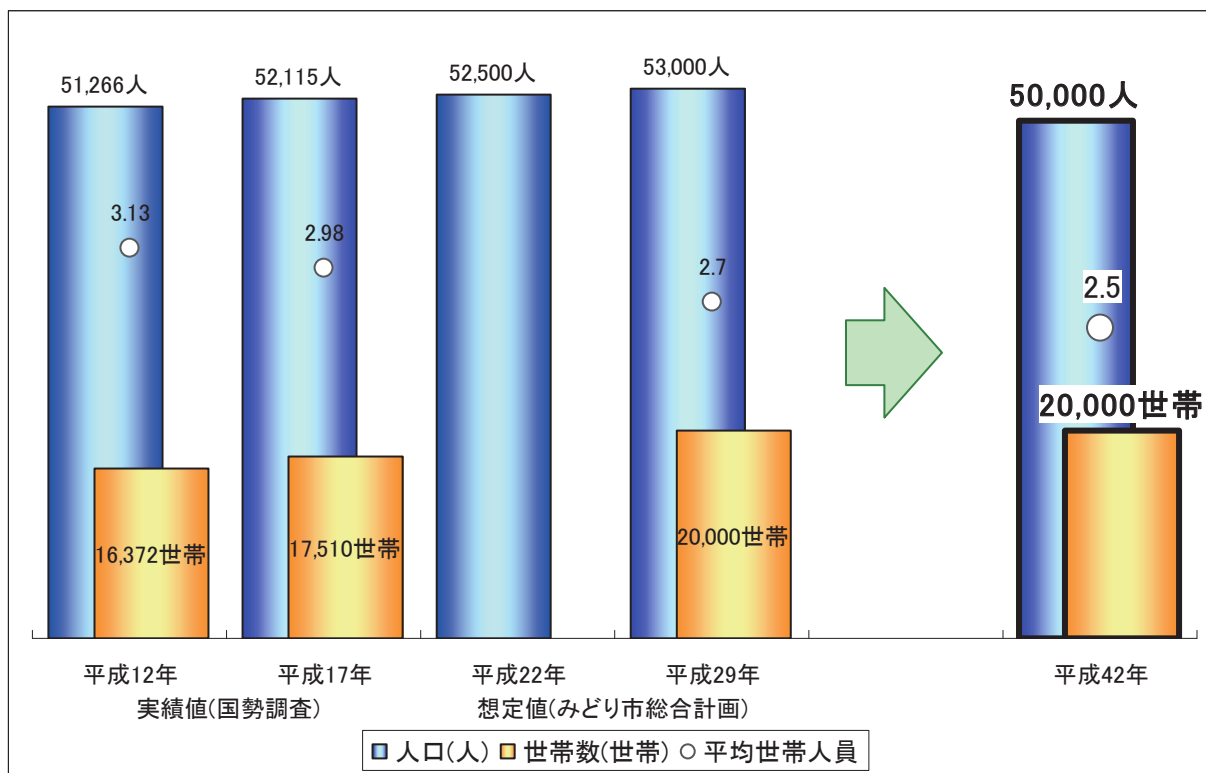
みどり市総合計画では、将来人口の減少傾向を考慮した上で、平成29年の人口を現在とほぼ同じ53,000人と推計しています。また、世帯数についても、世帯分離や核家族化などの増加要因を踏まえた上で20,000世帯と想定しています。

■みどり市総合計画の想定人口

	平成12年	平成17年	平成22年	平成29年
人口(人)	51,266	52,115	52,500	53,000
世帯数(世帯)	16,372	17,510		20,000
平均世帯人員	3.13	2.98		2.7
	実績値 (国勢調査)		想定値 (みどり市総合計画)	

本計画においては、上位計画であるみどり市総合計画の将来フレーム及び将来における人口減少傾向などを考慮して、平成42年の人口及び世帯数を以下のように想定します。

平成42年：想定人口 50,000人 / 想定世帯数 20,000世帯



2 将来都市構造

(1) 本市の将来都市構造のあり方

本市では、笠懸、大間々、東の3町が連携しながらそれぞれ発展することによって、市全体が発展できるような都市構造の実現が望まれています。

また、近年は、モータリゼーションの進展を背景とした郊外部への都市機能の拡散、中心市街地の停滞、さらには人口減少・少子高齢化社会の到来、そして、地球規模に広がる環境問題など、都市における諸問題が叫ばれています。これらを受けて、既存社会資本ストックを有効活用し、都市機能を集約することによって、良好な自然環境を保全するとともに、高齢者等が生活しやすいコンパクトなまちづくり（集約型都市構造の実現）への社会的要求が高まっています。

本市においても、市南部における市街地の拡大や自然資源の保全、少子高齢化や効率的な公共投資などを考慮すると、コンパクトなまちづくり（集約型都市構造の実現）については、配慮していく必要があります。また、本市では地形的な条件などもあり、市域の中で都市的土地利用が進んでいるのは限られた地域で、言い換えれば、現状の都市構造も集約型に近いものになっていると考えています。

これらを踏まえると、本市では地域の発展をけん引する地区（拠点）をバランスよく配置し、それらが互いに連携することによって、それぞれの地域が特性を生かしながら均衡ある発展を遂げ、ひいては市全体の発展につながるものと考えます。

そこで、本市の将来都市構造に関しては、上位・関連計画でもある「みどり市総合計画」や「整備、開発及び保全の方針」、旧町の「都市計画マスタープラン」等を踏まえ次の内容を位置づけます。

- ①地域の発展をけん引する「拠点」
- ②核・拠点同士及び本市と他都市を結ぶ「都市軸」
- ③土地利用の大きな方向性を示す「土地利用ゾーニング（ゾーン）」

(2) 将来都市構造

①基本的な考え方

本市の地形や現在の市街地の形成状況などを踏まえつつ、少子高齢化や環境問題などにも配慮しながら、市街地が無秩序に拡大することなく、豊かな自然環境と共生し、子どもから高齢者まですべての市民が日常生活の利便性を享受できる集約型の都市構造の実現を目指します。

②地区拠点

笠懸町中心部を「笠懸地区拠点」、大間々町市街地を「大間々地区拠点」、東町花輪を「東地区拠点」に位置付け、地域住民の生活と地域の発展を支える中心として、商業、行政サービスをはじめとする多様な都市機能の充実を図ります。

③観光・レクリエーション拠点

「岩宿遺跡周辺」「ながめ余興場周辺」「小平の里周辺」「富弘美術館周辺」「袈裟丸山周辺」を「観光・レクリエーション拠点」に位置付け、自然資源や歴史資源を守りながら、交流人口の増加にも配慮し観光やレクリエーションの場として適正かつ積極的に活用します。

④中心都市軸

地区拠点相互を結び、本市と他都市との連携の主軸ともなる北東部から南部を結んだラインを中心都市軸と位置づけます。そして、太田藪塚インターチェンジアクセス道路や国道 122 号など、この軸に沿った道路を骨格として道路網整備や市街地形成、さらには、わたらせ渓谷鐵道を活用した連携強化などにより、その機能強化を図ります。

⑤広域交流都市軸

中心都市軸を補完し、本市の市街地が集中する市南部と周辺都市とを東西方向に結ぶラインを広域交流都市軸と位置づけます。そして、国道 50 号や主要地方道桐生伊勢崎線沿道の機能充実と、国道 50 号バイパス（前橋笠懸道路）の整備促進などにより機能強化を図ります。

⑥自然環境ゾーン

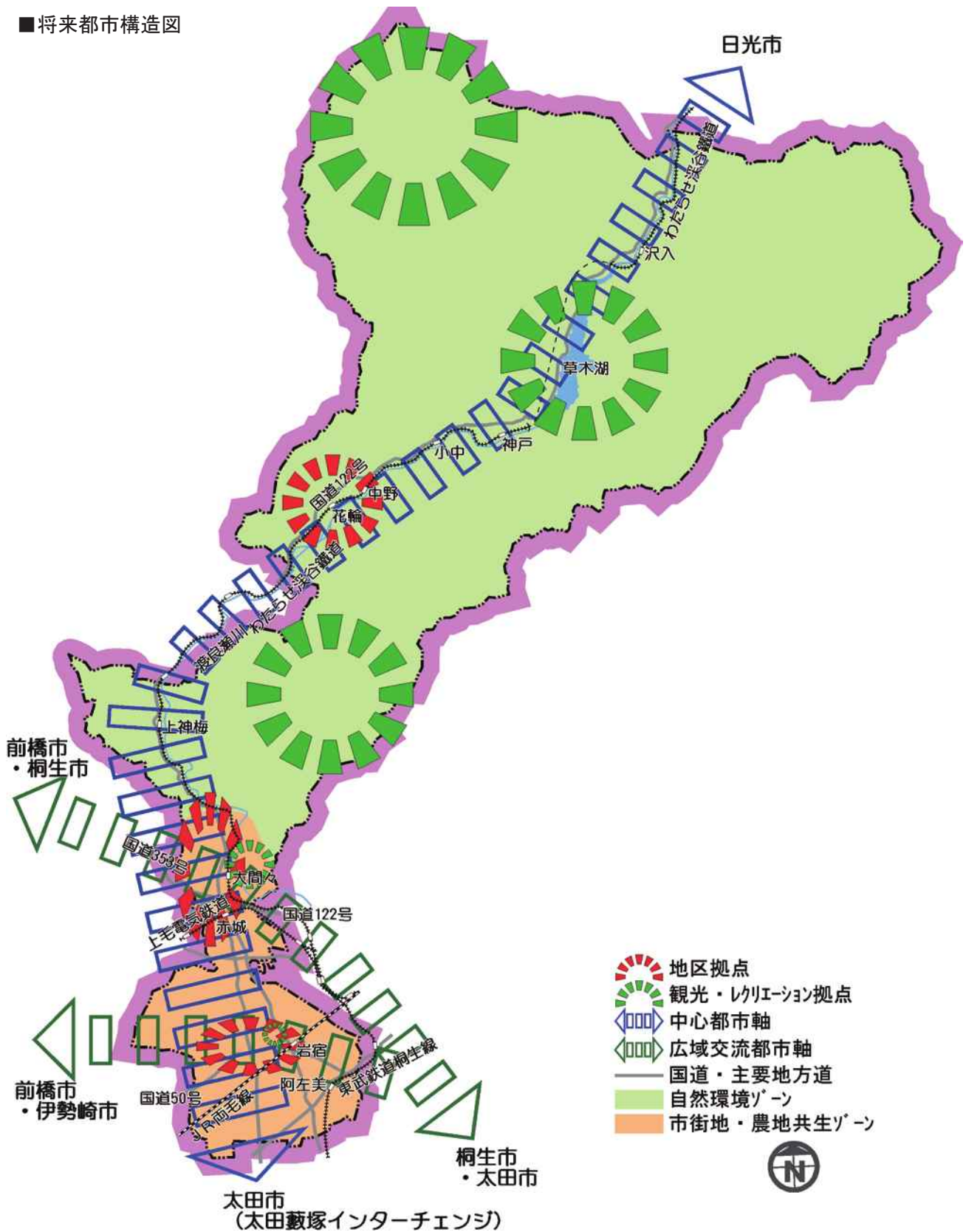
人々の観光やレクリエーションの場としても適正に活用しながら、森林や農地などの優良な自然環境を将来にわたって積極的に保全します。

⑦市街地・農地共生ゾーン

優良な営農環境などを保全するとともに、農地などの周辺環境との共生に配慮しながら、市街地としての計画的な土地利用を図ります。



■ 将来都市構造図



第4章 全体構想

1 政策テーマ別構想

本マスタープランの全体構想は、政策テーマ別構想と分野別構想に分けて設定しています。

政策テーマ別構想は、本市が発展していくために、みどり市総合計画に基づく各分野の施策との連携を十分に図りながら、市民との協働のもと積極的に取り組むまちづくりに関して都市計画の基本的な考え方を示すものです。

(1) 新市の一体的都市構造の形成方針

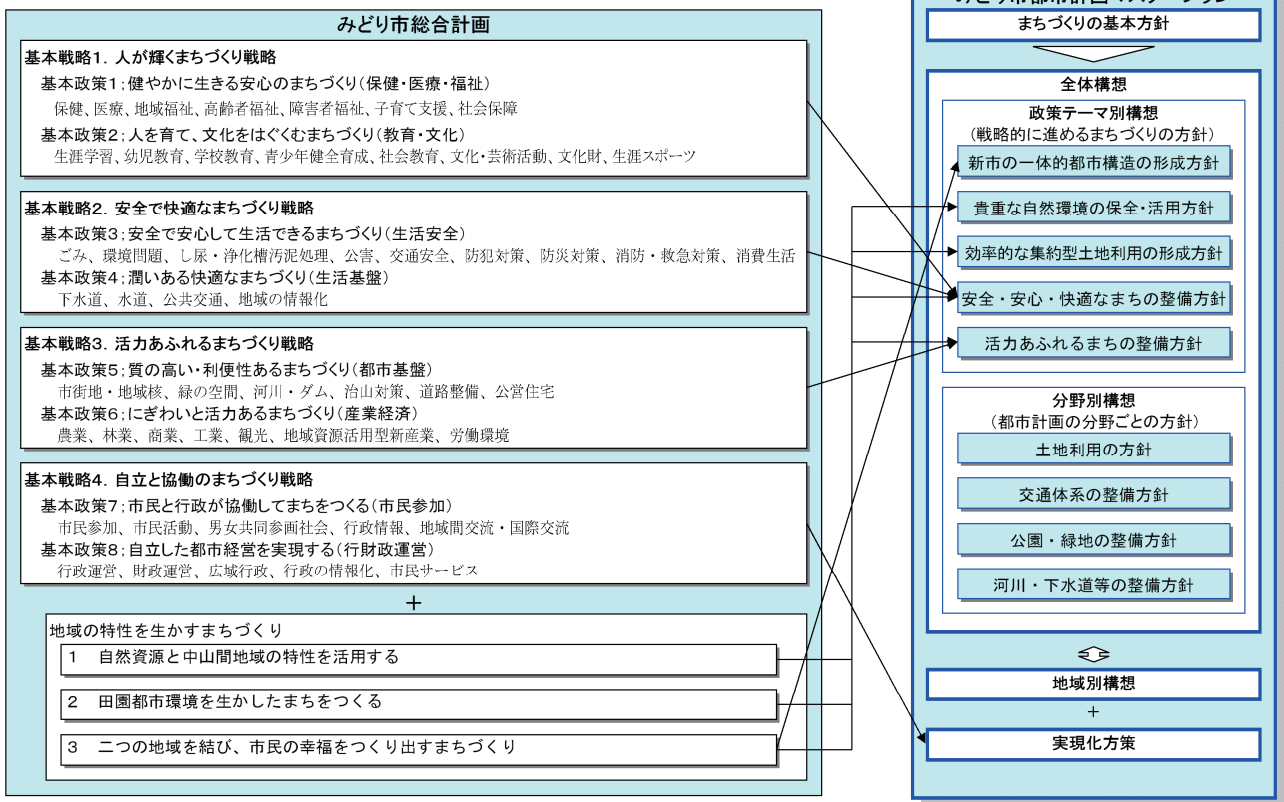
(2) 貴重な自然環境の保全・活用方針

(3) 効率的な集約型土地利用の形成方針

(4) 安全・安心・快適なまちの整備方針

(5) 活力あふれるまちの整備方針

参考：みどり市総合計画の基本戦略等と政策テーマ別構想との関連



(1) 新市の一体的都市構造の形成方針

新たなまちづくりのスタートを切った本市が真にひとつの都市として発展をしていくために、市全体を一体とした都市構造の形成を目指します。

①ひとつの都市としての総合的・戦略的都市計画の展開

地域的に偏ることなく市全体を発展させていくためには、将来都市構造を実現する事業などを総合的に展開していく必要があります、その際、広大な市域の中で戦略的に都市計画を展開していくことが重要となります。

都市計画制度の適切な運用の前提となる都市計画区域は、自然的・社会的条件などから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域として、都道府県が指定するものです。

これまで本市では、都市的土地利用が集積し、一部市街化も進行している笠懸・大間々両町の全域が、それぞれ別々の都市計画区域に指定されていましたが、両町における土地利用規制の必要性等を背景に、平成21年、みどり都市計画区域に変更（統合）されました。今後は、旧都市計画区域ごとに取り組みられてきた事業なども踏まえつつ、みどり市都市計画の総合的、戦略的な展開を図ります。

また、東町については、ほぼ全域に森林が広がり、広域にわたってこの環境を保全する法的担保（保安林、地域森林計画対象民有林や自然環境保全地域などの指定）がなされており、また、現在は目立った市街化の進行も見られず、将来における一体の都市としての総合的な整備、開発及び保全に支障を生じるような都市計画上の大きな課題も見られないことから、都市計画区域への編入などは行わないこととしていますが、みどり都市計画区域の動向等を踏まえながら、必要に応じて連携した取り組みを進めます。

②市全体を結ぶ道路・交通ネットワークの形成

本市では南北に細長い地理的条件なども影響して、北部の山間地と南部の市街地には土地利用上の大きな差異があります。また、地域の発展を支える市街地は、いずれも交通利便性の高い幹線道路沿道や鉄道駅周辺に形成されることが多く、人口減少・少子高齢社会なども踏まえると、市の発展には他都市との連携強化が不可欠です。

このため、本市が真にひとつの都市として発展していくためには、市全体を一体の都市として捉え、南部と北部、本市と他都市という連携を強化する道路整備や鉄道の利便性向上などが重要であり、市全体を結び都市構造の骨格となる道路・交通ネットワークの形成を図ります。

③市全体の発展をけん引する地区の形成

広大な市域の中で、地域的に偏ることなく発展していくためには、各地域の発展をけん引する地区が必要です。

そのため、3町の中心市街地や観光地などを、それぞれの地域、ひいては市全体の発展をけん引する拠点として位置づけ、道路・交通ネットワークとの連携を図りながら、その機能を充実します。

(2) 貴重な自然環境の保全・活用方針

本市の森林や河川は、市民の生活に潤いを与えているとともに、一部は観光資源として多くの観光客を迎えています。また、農地は、本市の農業を支える重要な基盤であるとともに、周囲の市街地に潤いを与える機能なども有しています。これらの自然環境は、本市の貴重な財産であるとともに、地球規模で広がる環境問題を踏まえると、大切にしなければならない重要な資源でもあるため、保全を前提としながら、レクリエーションの場としても適正に活用し後世に引き継いでいきます。

① 森林の保全・活用

主に市の北部に広がる森林を適正に保全します。その上で、小平の里周辺や袈裟丸山周辺などは、観光資源としての活用も図れるよう、それぞれの機能を充実します。

② 河川の保全・活用

渡良瀬川をはじめとする河川は、良好な自然環境としての保全を目指し、市街地などにおいては下水道整備等とも連携して必要な整備を図ります。中でも小河川や水路については、人と自然とのふれあいの場、市民の身近なやすらぎの場となるよう多自然川づくりを進めます。その上で、高津戸峡などは周辺の自然環境とともに観光資源として活用し、その機能を充実します。特に、渡良瀬川については、草木ダム水源地域ビジョンに基づいて、草木ダムとともに親水護岸や公園の整備を進め、良好な自然環境の形成に努めます。

③ 農地の保全・活用

農地は農業生産の基盤として適正に保全します。特に市街化が進む市の南部においては、無秩序な宅地化による農地の減少や土地利用の混在防止に取り組みます。その上で、遊休農地などについては、景観形成や観光など多面的な利用方策を検討していきます。



(3) 効率的な集約型土地利用の形成方針

少子高齢化、人口減少時代、そして環境問題などにも対応しつつ、本市の特徴を生かした都市構造を実現するため、森林や農地等の良好な自然環境を保全し、市街地の無秩序な拡大を抑制しながら、公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺などに都市機能の集積を図ることにより、集約型土地利用への転換を図ります。

①無秩序な市街地拡大の防止と市街地周辺の農地等の保全

良好な自然環境の保全、都市基盤施設等の効率的な整備などを行うため、土地利用の規制・誘導を進めます。

特に、市街化が進む市南部の笠懸・大間々両町においては、設定要件を満たさないことや、市街地が市南部の平坦地に限定され、今後も大きな拡大は見込まれないことなどから、現段階では区域区分は行わないこととしていますが、周辺の農地等自然環境を適正に保全しつつ、住宅地・商業地・工業地などの混在を解消するため、用途地域の指定などを検討し、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

②鉄道駅周辺等への市街地集積の誘導

周辺の良好な自然環境との共生や高齢社会の到来なども踏まえて、都市的土地利用は鉄道駅周辺などの利便性の高い地域に集積するよう計画的に誘導します。

特に、鉄道利用にも便利な赤城駅の南部については、その特性を生かし周辺の農地等と共生できる土地利用を誘導します。

③公共施設の配置等の配慮

市民生活に密接に関係し、周囲の市街化を促進するような公共施設の新築・移転などの場合には、鉄道駅周辺など地域の中でも利便性の高い場所になるよう配慮することにより、周辺における市街地の無秩序な拡大を防止し、都市的土地利用の集積を誘導します。

(4) 安全・安心・快適なまちの整備方針

現在、本市の人口の約2割が65歳以上の高齢者となっており、団塊の世代が多いことなどからも、今後ますます高齢化は進行していくものと思われます。また、近年大規模な地震が各地で発生していますが、地震等の災害に備えることが大変重要となっており、今後の高齢化社会も見据え、すべての市民が安全・安心・快適に暮らすことのできるまちの整備を図ります。

(4) - 1 人にやさしいまちづくりの方針

子どもから高齢者、そして障がい者も、安心して暮らし、活動することのできる人にやさしいまちづくりを進めます。

①歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり

鉄道駅の周辺など公共交通の利便性が高く既存施設が集積している地区などにおいて、市民の暮らしを支える施設の充実と道路などの都市基盤の整備を進めることにより、すべての市民が歩いて暮らせるコンパクトな市街地を形成していきます。

②すべての人々が利用しやすい施設整備

まちづくりにおいて、年齢や障がいの有無などに関係なく、できるだけ多くの人々が利用しやすくデザインする「ユニバーサルデザイン」の施設整備を進めます。また、多くの人々が利用する施設のバリアフリー化を促進します。

③生活関連施設の充実や適正配置と公共交通の充実

コンパクトに形成された市街地などに医療施設、福祉施設及び教育施設などの生活関連施設が適正に配置されるよう努めます。また、鉄道やバスなどの公共交通についても、これらの施設等へのアクセス性の向上とともに、高齢者や障がい者などの利用にも配慮した施設整備などに努めます。

(4) - 2 安全なまちづくりの方針

「みどり市地域防災計画」などと連携しながら、市民の生命と財産の安全に配慮したまちづくりを進めます。

①土砂災害や水害発生防止

土砂災害については、各種防止事業を進めるとともに、早期の避難等を行えるように、住民に情報を提供する体制を整備します。また、新たな宅地化を伴う住宅などの建設については、情報提供などによる災害危険区域以外への誘導に努めます。

今後も渡良瀬川本流及び流域を中心とした草木ダム、並びに中小河川を含めた水害対策に努めるとともに、住宅地などにおける浸水等の発生を防止するため、雨水排水対策の充実を図ります。また、宅地化に伴う保水機能の低下を抑制するため、道路や駐車場等における浸透舗装や開発時における調整池の設置を促進します。



②災害に強い市街地空間の形成

住宅地などにおいては、災害時の避難、消防及び救護活動等に配慮しながら、道路や公園・広場等の適正配置とその整備を推進します。特に避難路については、地域防災計画との連携により、幹線道路網の整備を通じて緊急用幹線道路の確保を図るとともに、生活道路の計画的な整備により、避難路ネットワークの確立に努めます。

③建築物の安全性の確保

不特定多数の人々が利用する公共建築物及び防災上重要な下記施設については、耐震性の確保及び液状化対策に配慮します。一般建築物についても耐震化や不燃化・液状化対策を誘導します。

参考：防災上重要な施設（みどり市地域防災計画より）

- ・市役所、公民館等の建築物のうち不特定多数のものが利用するもの
- ・学校、体育館、運動施設
- ・病院、診療所
- ・百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ・賃貸住宅（共同住宅に限る）
- ・老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- ・遊技場
- ・飲食店、料理店その他これらに類するもの
- ・理髪店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- ・工場
- ・自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ・郵便局その他これらに類する公益上必要な施設

④防災拠点の整備

避難場所となる施設の耐震性の確保と液状化対策に配慮します。また、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽及びヘリポート等の災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備を推進します。

⑤ライフラインの安全性・信頼性の確保

災害時における電気、水道、ガス及び電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための整備、緊急的な消火、生活用水を確保するための施設等の整備に努めます。また、下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、各ライフライン事業者との連携のもと、必要に応じて防災対策の向上を図ります。幹線道路については、ライフラインの安全性や信頼性の確保に配慮して、整備にあわせた電線共同溝等の導入を検討します。

⑥交通安全の確保

人が多く集まる市街地や小中学校の周辺、通学路などを中心に、関連機関等との連携のもと交通安全施設の充実や歩道の設置、段差解消などによる交通安全の確保に努めます。

(4) - 3 快適な都市環境の形成方針

「環境基本計画」「地球温暖化対策地域推進計画」などと連携しながら環境問題に対応し、すべての市民が快適に暮らすことができる環境整備を進めます。

①環境にやさしいまちづくり

地球温暖化など地球規模で広がる環境問題に対して、二酸化炭素の排出を少なくする低炭素社会の実現や、環境負荷を低減できる循環型社会の形成に向けて、他分野の施策とも連携しながら持続可能な社会を目指します。

まちづくりにおいては、水と緑豊かな環境を保全するとともに、コンパクトな市街地形成を図ることにより、温室効果ガスの排出要因となっている自動車による移動を抑え、環境共生社会の実現を目指します。

②快適に暮らせる環境整備

市民生活の基礎となる上水道の整備・維持管理、水源地域や水環境の保全に努めるとともに、生活排水の適切な処理を進めます。また、豪雨などによる被害を未然に防止するための対策に努めます。さらに、公共交通の利便性を高めるとともに、情報化社会の基礎となる高速大容量通信ネットワークの整備に取り組んでいきます。



(5) 活力あふれるまちの整備方針

笠懸、大間々、東の3町は、それぞれの歴史の中で豊かな自然資源の活用や産業活動などを通じて、人口を増やし発展を遂げてきました。しかし、都市の活力を担う人口は、近年、停滞傾向にあり、少子高齢化の進行が顕著です。産業についても同様で、かつてのような増加傾向は見られなくなっています。

このような状況を背景に、本市がこれからも活力あふれるまちとして発展していくためには、地域の特色を最大限活用することや、地域産業との連携をより強化していくことなどが不可欠となっており、まちづくりにおいてもこれらを実現するための環境整備に取り組んでいきます。

①核となる市街地づくり

主要駅周辺の既成市街地などにおいて、地域に居住する市民の生活を支え、また地域のにぎわいを創出する核となる市街地を形成します。このような市街地においては、道路や公園などの都市基盤の整備とともに、土地の有効利用と多様な都市機能の集積を図り、快適な居住環境と高い利便性の確保を目指します。

②良好な景観づくり

街路樹や生垣などを生かしながら、歴史のある建築物と調和した市街地の保存と創造に努めます。特に、大間々町の本町通り（国道122号）や銅山^{あかがね}街道の沿道、東町の花輪宿においては、観光にも配慮して歴史的街並みの復活を目指します。そして、新たな市街地は計画的に形成し、統一された街並みの形成に努めます。

また、無秩序な開発を抑制するとともに、農業や林業の振興策とも連携しながら農地や森林の保全・活用を進め、田園風景や森林風景の保全を図ります。さらに、河岸段丘などの見晴らしのよい地形を生かした景勝地の整備を進めます。

③産業を支える環境づくり

農業の生産基盤となる農地や山林の優良なものは適正に保全し、まちづくりにおいては、農林業関連事業と連携した良好な作業環境の形成に努め、遊休農地などは、観光等多面的な利活用を検討します。商業については、バスや鉄道といった公共交通機関の積極的利用と駐車場の共有化などにより、歩いて楽しい街並みづくりを進めるとともに、商店街の整備改善を推進します。工業については、土地利用の混在解消など良好な操業環境の整備に努めます。また、企業誘致については、商工業等あらゆる産業を含め、本市の立地条件に適した産業の誘致に努めます。

④魅力ある観光まちづくり

大間々町の既成市街地や浅原、小平、要害山周辺、また、花輪宿や岩宿の里、競艇場等、新たな資源も含めた観光資源の魅力化と観光ルートの整備を図ります。観光ルートについては、観光客の移動や宿泊にも配慮して、赤城駅や大間々駅、花輪駅などを玄関口とし、広域的な繋がりも踏まえたルートを検討します。特に玄関口となる鉄道駅周辺においては、観光エリアとしての整備を進め、関連施設のバリアフリー化や観光バスと鉄道との結節を強化するなど、アクセシビリティや公共交通機関の利便性向上を図ります。

2 分野別構想

分野別構想は、まちづくりの基本方針と政策テーマ別構想を受けて、都市計画の分野ごとに基本的な考え方を示すものです。

(1) 土地利用の方針

本市が目指すべき都市像を実現していくために、本市における土地利用の方針を以下のように設定します。

① 土地利用の基本的な考え方

a. 計画的な土地利用の誘導

本市では、これまで区域区分や用途地域などの土地利用規制を導入しなかったことから、住宅地に工業施設が立地するなど、市街地内における建物用途の混在が課題となっています。

また、笠懸町では、虫食いの開発によって農地の中に住宅地が分散しており、都市的土地利用と優良農地との住み分けが十分に図られていません。

このため、これらの課題に対応すべく、既存市街地を中心とした用途地域の導入を検討し、計画的な土地利用の誘導による、建物用途の混在解消と土地利用の整序を推進します。

b. 自然環境の保全・活用

本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、良好な景観の維持・創出を図ります。

その上で、貴重な観光資源として周辺環境に配慮した適正な活用を推進します。

② 各種土地利用の方針

a. 住居系市街地ゾーン

主に戸建住宅地としての土地利用が展開されている地域では、新たな人口の受け皿として生活基盤の整備・拡充を図り、田園環境との共生、防災などに配慮した、田園都市にふさわしいゆとりある良質な住宅・宅地の形成を誘導します。

また、農業集落においては、田園環境との共生を前提としながら、農業集落に適した居住環境の整備を推進し、緑豊かな田園住宅地の形成を目指します。

b. 一般市街地ゾーン

住宅や店舗、小規模工場など、複合的な土地利用が展開されている地域では、居住環境の保全を図りながら、地域住民の生活利便性の向上に資する施設の立地誘導を図ります。

特に、赤城駅南部の地域については、隣接する桐生市のほか、東京都や前橋市などとの交通便利性に富んだ地域であるため、その特性を生かした拠点性の高い土地利用を誘導します。

c. 沿道市街地ゾーン

幹線道路の沿道地域では、後背の居住環境や田園環境への影響に配慮しながら、商業施設などの沿道サービス施設の立地誘導を図り、都市としての利便性の向上を目指します。



d. 商業系市街地ゾーン

既存商店や大型商業施設などの商業・業務系施設が集積した地域では、活力を生み出す本市の中心的な地域として、本市や近隣市町の住民の生活利便性の向上に資する商業・業務系施設の立地誘導を図ります。

e. 工業系ゾーン

大規模工場など一体的な工業系土地利用が展開されている地域では、道路や排水施設などの基盤の整備・拡充により操業環境の維持・向上を図るとともに、周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。

また、工場の誘致などの将来的な需要に合わせて、新たな工業用地を適正に確保するものとします。

f. 田園共生ゾーン

農地と農村集落によって形成される田園地域では、関連法に基づく優良農地の保全や集落内の生活基盤の整備・拡充を図り、良好な営農環境の形成を推進します。

g. 自然環境保全ゾーン

良好な自然環境が広がる地域では、今後も森林を中心とした自然的土地利用の保全を図るとともに、必要に応じて観光や地域振興に資する施設の整備を推進します。

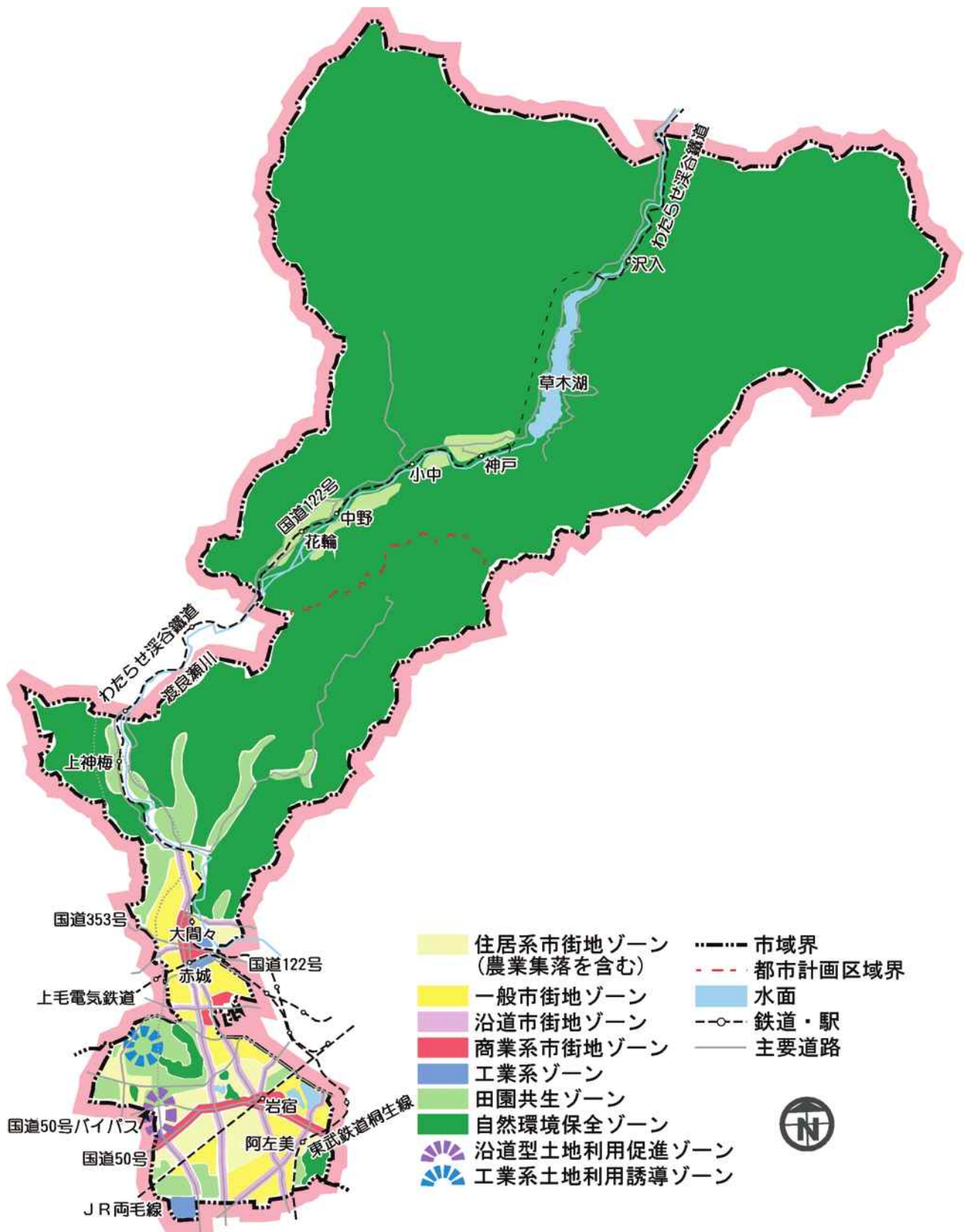
h. 沿道型土地利用促進ゾーン

本市と他都市とを結ぶ広域的な幹線道路の沿道は、道路整備に併せて、特性を生かした有効な土地利用を促進します。

i. 工業系土地利用誘導ゾーン

企業誘致に併せて、周辺の環境と共生できる工業系土地利用の誘導を図ります。

■土地利用方針図



(2) 交通体系の整備方針

道路や鉄道、バスといった公共交通による本市の交通体系については、南北に長い本市の一体性の強化、観光等他都市との交流による発展など、広域的な視点と日常生活における利便性向上などを踏まえて、それぞれの役割に応じた整備を計画的に推進します。

① 道路網の整備

本市の道路は、道路網の骨格となる幹線道路と、主に地域住民の利用に供する生活道路に位置づけ、それぞれの役割に応じた整備を計画的に推進します。

a. 幹線道路網の整備

■ 幹線道路の位置づけ

広域幹線道路	本市の道路網の骨格となる道路であり、都市内のみならず、隣接市町などとの広域的な連絡を強化する道路
主要幹線道路	広域幹線道路を補完し、ともに本市の道路網の骨格となる道路であり、主な都市内交通需要に対応し、地域住民に対する交通利便性やアクセス性の向上に資する道路
補助幹線道路	地域における住民の日常生活を支える主要な生活道路としての機能を持ちつつ、地域の道路網の中心として、広域幹線道路や主要幹線道路へのアクセス性向上に資する道路

- ・ 国道 122 号をはじめとする幹線道路は、みどり市の一体性強化、観光地へのアクセス性向上、他都市との交流・連携強化等、本市の道路網の骨格として計画的な整備推進を図ります。なかでも交通量の多い国道や主要地方道、一般県道は、改良整備や拡幅整備などについて関係機関に要請していきます。
- ・ 特に都市計画道路である前橋笠懸道路（国道 50 号バイパス）や笠懸桐生大橋幹線については、既存道路との交差点改良なども含めて整備促進を図ります。また、太田藪塚インターチェンジアクセス道路については、笠懸西部幹線の早期整備とともに、前橋笠懸道路以北についても早期事業化を目指します。
- ・ 歩行者の安全確保とともに、美しい沿道景観の形成、災害時の延焼遮断帯・主要避難路としての役割にも配慮して、街路樹整備や歩道の確保などに努めます。
- ・ 市内において既決定の桐生都市計画道路は、桐生市との調整のもと、交通対策等を考慮し、必要な道路については、本市の都市計画道路として位置づけるよう検討します。

b. 生活道路の整備

- ・ 生活道路は、通学・通勤や買い物、各種公共施設の利用など、日常生活における市内の移動を支えるものであり、良好な居住環境の形成なども視野に入れて、地域の実状に合わせた計画的な整備推進を図ります。
- ・ 特に幅員が 4m 未満の道路については、必要に応じて都市計画手法の導入なども検討しながら

ら、緊急車両の通行確保、防災性の向上及び交通安全の確保などの観点から、拡幅整備を進めます。

②歩道及び自転車ネットワークの整備

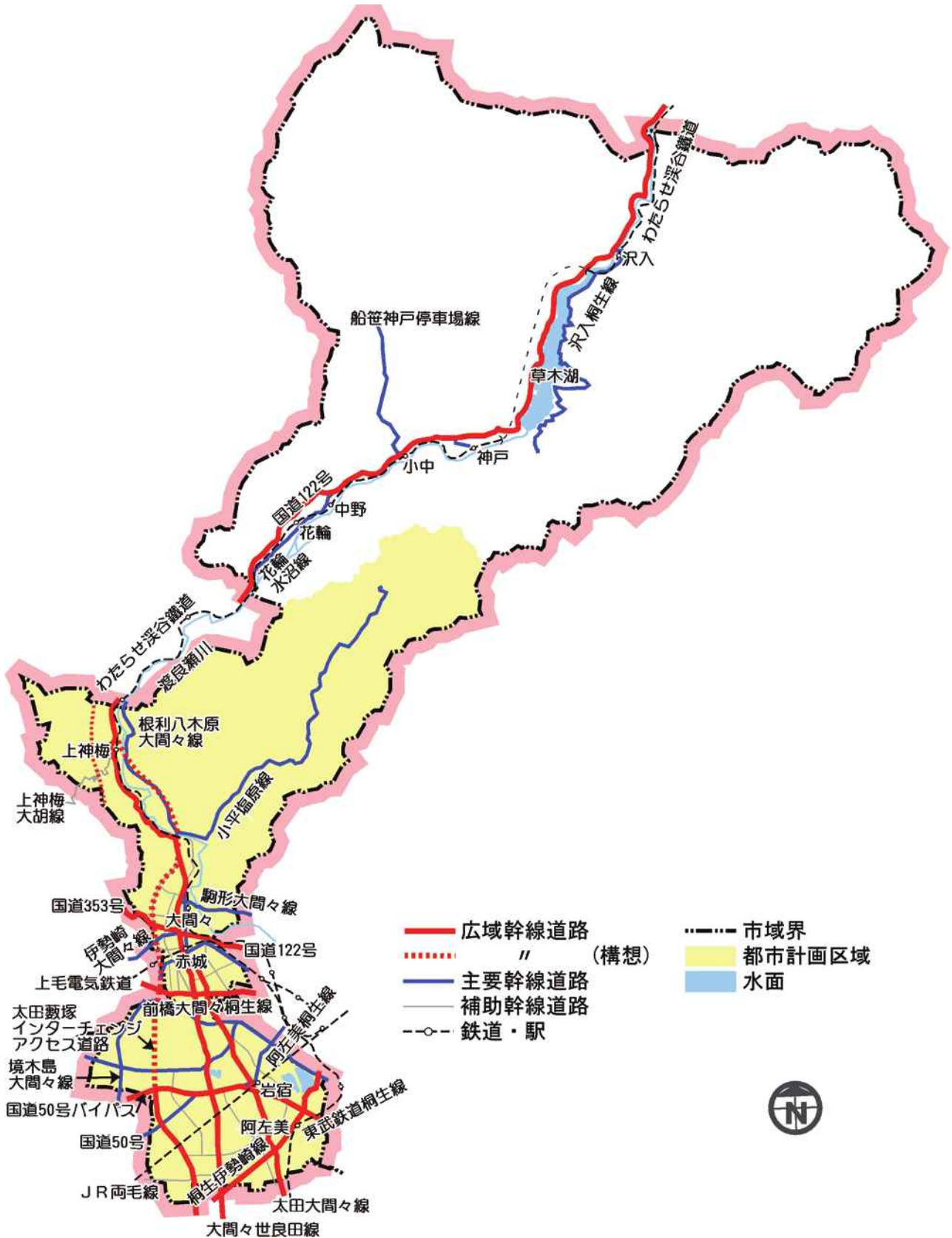
- ・歩行者や自転車等が安全で安心して通行できる環境を整備します。ガードレール、カーブミラー、信号機及び街路灯など交通安全施設の設置の推進や、交差点や道路側溝の整備、歩道における段差解消などのバリアフリー化など、通学や災害時の避難などにも配慮し、地域の実状に合わせて整備を進めます。
- ・主要駅周辺の既成市街地などにおいては、本市が目指す集約型土地利用の形成も踏まえ、歩道や自転車道の確保や周辺まちづくりに合わせた電線の地中化など、歩行者や自転車が利用しやすい環境の整備を図ります。
- ・居住者の健康増進と新たな観光戦略として、大間々駅及び赤城駅周辺、観光・公共施設などを連絡する幹線道路を中心に自転車道を整備します。

③公共交通の整備

- ・子どもや高齢者などの移動手段確保のほか、環境負荷の低減などにも配慮して、バスと鉄道の運行に対し必要な支援を行うとともに、鉄道駅を結節点としたネットワークを形成し、相互の連携強化を図ります。また、すべての利用者にやさしい駅舎や車両等の整備を誘導するなど、利用しやすい環境づくりにも努めます。
- ・地域の実情に合ったバス運行を行い、公共施設や医療機関、観光施設などとの接続を向上させ、市民の利便性の向上に努めます。
- ・鉄道情報を積極的に発信し利用促進に努めるとともに、施設整備の促進を関係機関へ要請し公共交通網を充実させます。



■道路・交通体系整備方針図



(3) 公園・緑地の整備方針

本市の貴重な財産である山林などの緑地と、主に市街地において住民の憩いの場となり、緊急時には避難場所などとしても機能する公園を充実し、これらを適正に活用することによって、良好な多自然居住環境を形成するとともに、本市の発展をけん引する観光事業にも活用していきます。

①公園の計画的な配置等

- ・都市公園は、地域の実情などを踏まえながら計画的な配置を進めます。特に、住区基幹公園と都市基幹公園については、身近なコミュニケーションの場として、あるいは、レクリエーションの場として機能するとともに、それぞれ一次避難地、広域避難地としても活用できるよう配置や整備内容を検討します。また、人の気持ちを癒し、生活に潤いと安らぎを与えるペットと一緒に楽しむことのできる公園整備についても検討していきます。
- ・住区基幹公園については、既存の広場やオープンスペース等の活用も図りながら、基本的に人口密度の高い市街地を中心に、市街地整備事業などと併せて積極的に整備します。
- ・風致公園である高津戸公園については、自然環境の保全にも配慮しつつ、憩いの場としての空間形成に努めます。また、山寺山と阿左美の2箇所の風致地区に加え、鹿田山、荒神山、天神山の丘陵地について、新たな風致公園や歴史公園などとしての整備を検討します。
- ・岩宿遺跡周辺の拡充整備を進めるほか、阿左美沼公園、岡登親水公園、ふれあいの村水辺公園、ながめ公園及び小平の里鍾乳洞公園・親水公園といった既存公園の充実を図ります。

■都市公園の種類

種類		規模等の目安	内容
住区基幹公園	街区公園	規模：0.25ha 誘致距離：250m	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	近隣公園	規模：2ha 誘致距離：500m	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	地区公園	規模：4ha 誘致距離：1km	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
都市基幹公園	総合公園	規模：10ha 誘致距離：市内	都市住民全般の休息、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とした公園
	運動公園	規模：15ha 誘致距離：市内	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とした公園
特殊公園	風致公園		風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺等の自然条件に応じて配置するもの
	歴史公園		史跡などの文化財を広く一般に供することを目的とする公園
	動物公園・植物公園		動物園又は植物園が主要な施設となっている公園
広域公園		規模：50ha 誘致距離：広域圏内	主として1つの市町村の区域を越える広域のレクリエーションを目的とする公園



②緑地の保全と活用

- ・主に市街地内の緑地は、災害の防止及び景観の向上を目的とし、土地利用等の現況・特性等を総合的に勘案し配置します。
- ・市北部に広がる豊かな山林のほか、丘陵地や田園地帯に見られる樹林地など、市街地に近接した貴重な緑地を保全していきます。そして、岩宿遺跡、小平の里、袈裟丸山及び草木湖などの緑地は、観光・レクリエーションの場としても適正に活用していきます。
- ・一級河川渡良瀬川などの河川緑地を保全し、河川計画とも調整を図りながら、スポーツやレクリエーションの場として適正に活用していきます。

③緑豊かな居住空間と水と緑のネットワークの形成

- ・市街地については、公園や緑地の充実と併せて、敷地内の緑化や主要道路の街路樹整備などを総合的に進め、緑豊かな居住空間を形成します。
- ・主な公園や観光・レクリエーションの場となる緑地などをつなぐ、水と緑のネットワークを形成します。

④「緑の基本計画」の策定

- ・上記方針を踏まえながら、本市における公園・緑地の整備・保全、そして、緑化に関する基本的な方針となる「緑の基本計画（緑のマスタープラン）」を策定します。

■公園・緑地整備方針図



(4) 河川・下水道等の整備方針

河川及び下水道等は、雨水の浸水防除、公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び自然環境の保全等に不可欠な施設であるため、今後の都市化の進展を考慮しながら整備の推進を図ります。

①河川等の整備

- ・河川や水路については、現況の流下能力、災害の発生状況などを考慮して、治水対策を進めるとともに、市民が水や緑とふれあうことができる多自然川づくりを進めます。また、下水道等の整備による雑排水の流入防止とともに、ゴミの不法投棄の防止に努め、水質の浄化、水辺環境の保全・向上を目指します。

②下水道等の整備

- ・市街地における浸水被害の防止や河川などの水質改善などのため、公共下水道（汚水・雨水）事業、浄化槽設置整備事業などの特徴を生かしながら、バランスよく進めていきます。
- ・公共下水道（汚水）事業は、財政事情や将来人口を考慮しながら、市街地を中心に整備を進め、供用開始区域の拡大を図り、普及率及び水洗化率の向上に努めます。
- ・公共下水道（雨水）事業は、整備状況などを勘案しつつ、また、石田川圏域河川整備計画に基づく県の調整池事業に併せて、雨水排水路の整備を進めていきます。
- ・公共下水道事業認可区域外及び農業集落排水事業区域外では、公共下水道（汚水）事業と並行して、浄化槽設置整備事業を実施していきます。

③その他雨水排水対策の推進

- ・河川流域内の保水及び遊水機能を向上させるため、雨水の地下浸透を目的とした浸透柵の設置、及び雨水の流出量を調整するための調整池の設置を推進します。
- ・道路側溝や農業用水路の整備により、道路や農地における雨水排水の処理能力の向上に努めます。
- ・都市計画道路である前橋笠懸道路（国道 50 号バイパス）や笠懸西部幹線（太田藪塚インターチェンジアクセス道路）の整備にあたっては、周辺環境に配慮した雨水排水対策を同時に進めます。

■下水道等整備方針図

